

地域共助除雪機購入費補助金

敦賀市では、自治会等が降雪時の避難経路確保や除雪車が入ることが困難な狭路等の除雪を行うために購入する除雪機の購入費用の一部を補助します。

この補助金制度は、令和4年度から令和6年度まで実施する予定です。

補助対象者	自治会や自治会に準ずる団体
補助対象経費	<p><u>1 自治会等につき、除雪機1台の購入にかかる経費（補助金の交付は1回限り）</u> ロータリー除雪機のうち、小型除雪機（概ね重量が200kg未満程度）、 中型除雪機（概ね重量が400kg未満程度）、ブレード除雪機を新品で購入する経費や 除雪機を保護する専用カバーを購入する経費 <u>※個人間での売買による購入やオプション品の購入、配送料等の諸経費は、対象外です。</u></p>
補助金額 ※裏面参照	<p>① 補助対象経費の3分の2（千円未満の端数は切り捨て） ② 補助限度額80万円 <u>※予算を超える場合には受付先着順とします。</u></p>
補助要件	<p>① 除雪機の維持管理は、補助対象者が行い、保管場所に係る賃借料、燃料代、保険料、 修繕費等、除雪機の維持管理に必要な経費は補助対象者が負担すること。 ② 自治会等で除雪作業ルールを定め、地域共助により除雪活動で使用する事。 ③ 除雪活動による事故等については、自己責任となるため、安全に十分注意し、 除雪活動を行うこと。（任意保険への加入を御検討ください。） ④ 次年度以降も除雪活動を行い、3年間（令和7年度まで）毎年度、活動状況を 市に報告すること。</p>
手続き ※裏面参照	<p><u>申請受付期間：随時</u> ① 交付申請書に収支予算書、見積書、カタログ等を添付し、 下記へ提出してください。 ② 市の審査で適正と認められた場合、交付決定通知書により通知します。 ③ 除雪機の購入を行ってください。 ④ 実績報告書に収支決算書、領収書、納品書、除雪機の写真を添付し、 下記へ提出してください。 ⑤ 市の審査で適正と認められた場合、交付確定通知書により通知します。 <u>※現地調査に職員がお伺いします。御協力をお願いします。</u> ⑥ 交付請求書に、市から送付された交付確定通知書の写しを添えて、 下記へ提出してください。 ⑦ 市から、交付請求書に記載の指定口座に補助金を交付します。</p>

【お問合せ・提出先】

〒914-8501 敦賀市中央町2丁目1番1号 敦賀市防災センター3階

敦賀市市民生活部危機管理対策課

TEL (0770) 22-8166 FAX (0770) 21-8682

メール kikikanri@ton21.ne.jp

補助金額の例

【例1】

A区として55万円（税込）の除雪機を購入した場合

$$55\text{万円} \times 2/3 \text{ (補助率)} \div 36.6\text{万円 (補助金額、千円未満切捨)}$$

(区負担額 18.4万円)

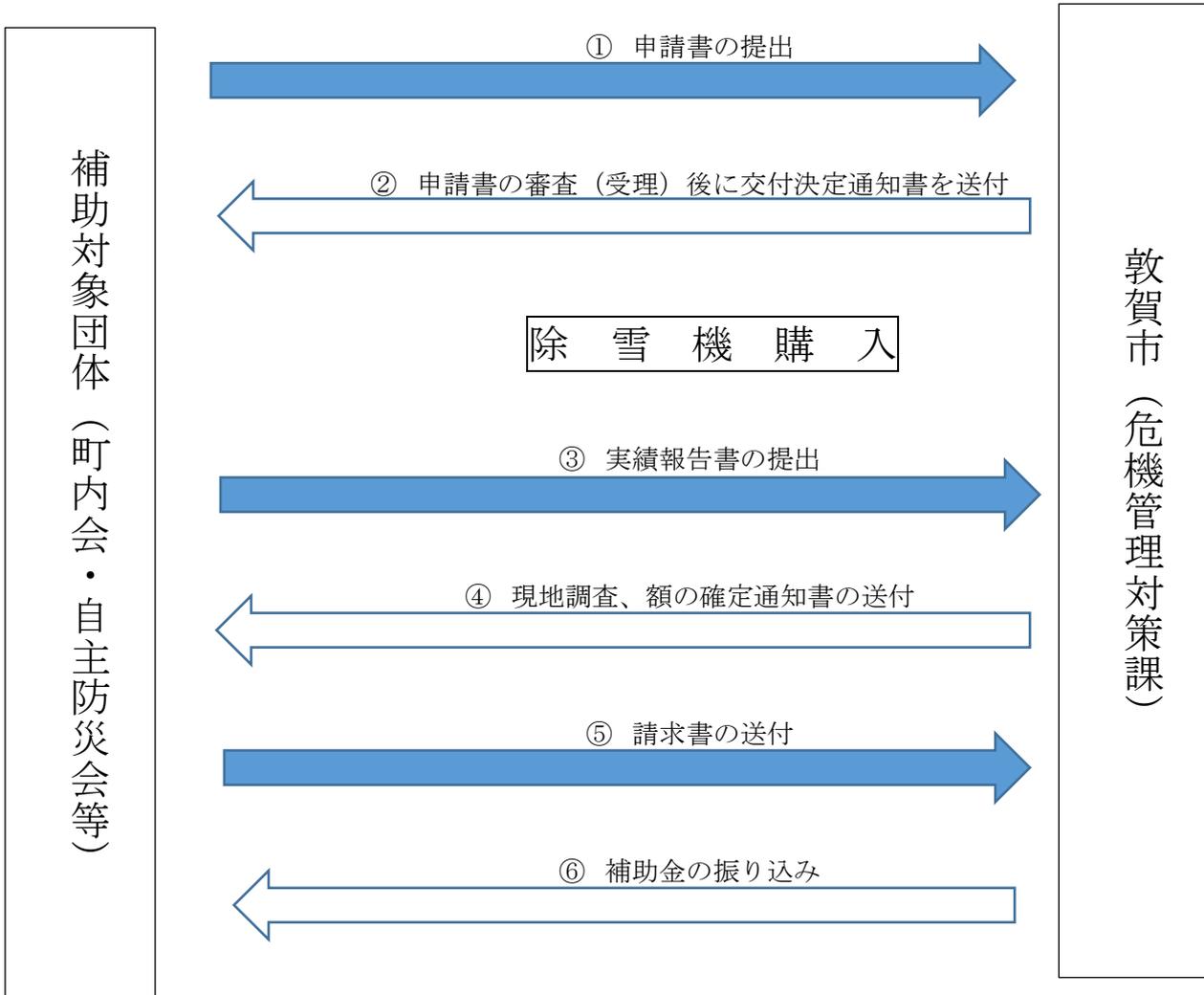
【例2】

B区として132万円（税込）の除雪機を購入した場合

$$132\text{万円} \times 2/3 \text{ (補助率)} = 88\text{万円}$$

上限額80万円を超えるので、補助金額は80万円 区負担額 52万円)

手続きの流れ



※上記②後に補助金概算払いが可能ですので、危機管理対策課へご相談ください。

なお、交付決定額に比べ実績額の方が低い場合は、差引額の返還が必要になります。